

新型コロナウイルスの発生に関する注意喚起（その26）

令和2年7月18日
在シンガポール日本大使館

1. シンガポール保健省（MOH）は、シンガポール国内における感染者数を次の通り公表しています（17日現在）。詳細は、保健省HPを確認下さい。

新規感染者数327名、感染者数47,453名（累計）、
退院者数43,577名（累計）、死亡事例27名（累計）。

また、当地における感染者の急増要因となっているドミトリーやロッジと呼ばれる専用居住施設（寄宿舍）に滞在する、建設現場等のワークパーミット所持外国人労働者感染者数を次の通り併せ公表しています。

新規症例327件中、315件は寄宿舍に居住するワークパーミット所持外国人労働者。一般国内感染症例は9件（市民6件、就労パス保持者2件、ワークパーミット保持者1件）。輸入症例3件。

（保健省HP）

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/321-more-cases-discharged-327-new-cases-of-covid-19-infection-confirmed>

2. 17日、保健省は、7月19日23:59以降にシンガポールへの入国者で、過去14日以内に、トランジットを含む日本、香港、オーストラリア・ビクトリア州への渡航歴がある旅行者は、居住地ではなく専用のSHN施設に滞在する必要（SHN）があり、また、現在の要件と同様に、SHNを終了する前に新型コロナウイルス検査を受ける必要がある旨、要旨次の通り公表しています。詳細は、保健省HPを確認ください。

（保健省HP）

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/keeping-our-guard-up-to-avoid-resurgence-of-cases>

【世界の感染者数増加の一途を辿っており、一部の国地域では感染が再燃】

(1) 世界では現在、1300 万件を超える新型コロナウイルスの症例が報告されており、50 万人を超える死者が出ています。米国やブラジルなどの多くの国では、症例数の急増が報告されています。いくつかの国では、症例の再燃が見られ、症例数が少ない時期から全くない期間を経た後、大きなクラスターが報告されています。

(2) これらの海外の経験から、特に安全管理対策の有効性と感染症の発生につながる可能性のある潜在的なギャップについて役立つ教訓があります。たとえば、イスラエルとオーストラリ・ビクトリア州では、社会的な距離を守るための措置（例：体調不良時の外出、大規模なパーティーの開催）に違反したことが原因でした。香港でもレストランやカフェでのマスク着用へのコンプライアンスの低下が報告されているため、クラスターが発生しています。また、個人間で密接で長時間の接触がある場所に特有なリスクについて有用な注意事項があります。たとえば、韓国は教会/寺院での宗教集会や職場でのクラスターを報告し、韓国と東京（日本）の両方でナイトライフ施設での集団発生が報告されています。

(3) 長いサーキットブレーカー期間を経てほとんどの活動を再開した後に楽観している余裕はありません。専門家は、新型コロナウイルスは非常に小さな飛沫を介して伝染する可能性があり、話す、咳をする、またはくしゃみをしたときに放出されると指摘しています。飲食時、運動時以外の外出時には適切にマスクを着用すべきです。体調が悪い人や、高齢者や持病をお持ちの方など、脆弱な立場の方は、医療用マスクや、政府がすべてのシンガポール人に配布している濾過能力の高いマスク着用をお勧めします。特に閉ざされた空間では、誰もが混雑を避け続ける必要があります。私たちがサーキットブレーカーの時代を終えたとしても、ソーシャルサークルを一定に保ち、可能な限り非物理的な手法で交流を行ってください。感染のリスクと大きなクラスターの形成を最小限に抑えるために、個人は5人以上のグループで集まってはなりません。感染拡大のリスクを減らすために取られるすべてのステップは、私たちのコミュニティと愛する人を安全に保つための長い道のりです。

【厳格な国境管理を維持する】

(4) 海外の新型コロナウイルスの感染状況と、到着した旅行者からの輸入リスク評価に応じて国境管理を調整します。これらの地域での症例の再発を考慮

して、2020年7月19日23:59以降にシンガポールへの入国者で、過去14日以内に、トランジットを含む日本、香港、オーストラリア・ビクトリア州への渡航歴がある旅行者は、居住地ではなく専用の（指定された）SHN施設にて滞在する必要（SHN）があります。また、現在の要件と同様に、SHNが終了する前に新型コロナウイルス検査を受ける必要があります。

（5）現在の渡航勧告にもかかわらず、2020年3月27日以降にシンガポールを出国したすべての旅行者、およびシンガポール市民または永住者以外の旅行者は、専用のSHN施設での滞在費用を支払う必要があります。

（6）世界情勢の変化に応じて、国境措置を更新します。シンガポールへの入国を計画している旅行者は、該当する場合は専用のSHN施設での滞在に対する支払いを含め、入国時に実施されている国境措置の対象となる準備をしておく必要があります。

（7）関係省庁タスクフォースは、職場、学校、宗教施設、および国境管理など、脆弱な人々をさまざまなリスクの発生源から保護するために、あらゆる面での取り組みを継続します。

【コミュニティでの症例は依然として高まっているが、感染経路不明のARI（注：急性呼吸器疾患）患者のコミュニティでの発生件数は一桁台の低水準】

（8）この1週間で、7月の第1週の数値と同様に、1日あたり平均約12のコミュニティでの症例が見られました。過去2週間のコミュニティの症例の約半分は感染経路が明らかになっています。私たちは、確認された症例の濃厚接触者を積極的にテストして、今後の感染の可能性を回避するために、ターゲットグループを定期的に検査して、コミュニティで感染経路不明の症例を検出できるようにします。感染経路不明の症例のうち、10人中7人は無症候性であり、血清検査で陽性と判定されたため、ほぼ半数が過去の感染である可能性が高いと考えられます。

（9）コミュニティの残りの症例は引き続き1桁台の低い数字です。初診時にARI症状のある患者の検査を大幅に拡大し、現在では1日平均約2400件の検査をしています。コミュニティで感染症の指標であるため、これらの症例を注意深く監視しています。この時点では、コミュニティでの有病率は低いまま

ですが、検出されないケースがクラスターに簡単につながる可能性があるため、引き続き警戒していきます。現在実施されている早期の検出と隔離の対策とは別に、個人は TraceTogether アプリケーションと SafeEntry アプリケーションを使用して、連絡先の追跡を容易にし、家族を保護し、気分が悪い場合は医師の診察を受けてください。

【外国人労働者寄宿舍に関する最新情報】

(10) 関係機関タスクフォース (ITF) は、労働者と寄宿舍を組織的に検査し感染がないことを確認するための取り組みを継続しています。2020年7月16日の時点で、約23万2千人の労働者が回復したか、ウイルスに感染していないことを確認する検査を受けています。ITFはこの作業の最終段階にあり、8月中旬までにすべての労働者のテストを完了する予定です。

(11) 寄宿舍のすべての外国人労働者の安全な仕事の再開を継続します。現在、新型コロナウイルスから回復し、仕事に戻る準備ができている労働者がいます。しかし、寄宿舍/ブロック内の一部の居住者は、まだ隔離されています。ITFは保健省と協議して、公衆衛生を損なうことなく安全に仕事を再開できるように、追加の除染対策を導入しました。これは、来週にわたって徐々に実施されます。雇用主は、労働省のWebサイトにある [Safe @ Work eService](#) を通じて、労働者の AccessCode の詳細を確認できます。

【警戒の継続】

(12) フェーズ2でより多くの活動を再開するにつれ、ウイルスの蔓延を制御するための取り組みを倍加する必要があります。気分が悪い場合は医師に相談することを強くお勧めします。医師が安全で予防策として検査が必要かどうかなどの臨床評価を行い、症例を早期に発見できるようにしてください。全員の総力を結集して、COVID-19を管理し続けながら、安全に活動を再開できます。

3.15日、保健省は「HEALTH ADVISORY FOR PERSONS ISSUED STAY-HOME NOTICE」を更新しています。詳細は、保健省HPを確認下さい。

(保健省HP)

<https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/advisories/moh-health-advisory->

[for-persons-issued-stay-home-notice-\(150720\).pdf](#)

4. 航空会社各社は、新型コロナウイルスの発生により、路線の減便等の措置を実施しています。詳細は各社HPを確認下さい。

(日本航空HP)

https://www.jal.co.jp/cms/other/ja/weather_info_int.html

https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/inter/200610_04/

https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/inter/200801_04/

https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/inter/200901_04/

(全日空HP)

<https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/notice200206/#2>

(シンガポール航空・シルクエアーHP)

https://www.singaporeair.com/en_UK/sg/media-centre/news-alert/?id=k88gnin9

<https://www.singaporeair.com/saar5/pdf/media-centre/200713flightschedulesoutheastasia.pdf>

5. 外務省は、新型コロナウイルスの発生に関し、海外安全HPにて「感染症危険情報」を発出しています。渡航にあたっては、同ホームページ等にて最新情報の入手を行って下さい。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/info0605.html>

6. 今般の世界的な新型コロナウイルスの発生を受け、各国政府が日本・シンガポールを含む国々の入国制限措置及び検疫強化措置を実施していますので、渡航にあたっては、外務省HP・渡航先大使館のホームページ等にて最新情報の入手を行って下さい。

(新型コロナウイルス(日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制

限措置及び入国・入域後の行動制限)

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

7. 外務省海外安全ホームページ, 厚生労働省ホームページ, シンガポール保健省ホームページなどの最新情報を収集し引き続き感染予防に努めて下さい。

●首相官邸ホームページ

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202003/18corona.html

●外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●厚生労働省検疫所ホームページ

<https://www.forth.go.jp/news/20200129.html>

●シンガポール保健省 (MOHホームページ)

<https://www.moh.gov.sg/>

(参考) シンガポール政府は WhatsApp の専用チャンネルを設け情報を提供しています。(チャンネル登録 : <https://go.gov.sg/whatsapp>)